

新型コロナウイルス感染症の分類が 5類に移行しました

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが、2類相当から季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に移行しました。これまでの対応が下表のとおり変更となります。

5類移行後も、効果的な換気や手洗い、高リスク者を感染させないための配慮など、引き続き、感染対策をお願いします。

問い合わせ先 健康管理課 ☎ (72)2211

● 5類移行に伴う主な変更点

5月7日まで		5月8日以降
検査・外来・入院・診療対応に関すること		
検査	無料	医療保険による自己負担
外来医療費	無料（コロナ陽性診断後） ※初診料を除く	医療保険による自己負担 新型コロナ治療薬は9月末まで公費負担 （ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバなど）
入院医療費	無料 ※陽性診断前の初診料および食事代などを除く	医療保険による自己負担 ※9月末まで高額療養費制度の自己負担限度額 から最大2万円減額
診療対応	発熱外来や指定医療機関が中心	幅広い医療機関で対応（段階的に移行）
療養期間・待機期間に関すること		
療養期間 待機期間	陽性者：原則7日間 濃厚接触者：原則5日間	療養期間の日安（推奨）（※） 発症後5日間かつ、症状軽快後24時間程度
感染者の把握に関すること		
発生届	保健所に提出 （重症化リスクのある人のみ）	届け出の必要なし
感染者数	毎日の公表	定点把握による週1回の公表 （インフルエンザと同様）

※特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間外出を控えること、かつ5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。

－ 5月7日までに感染した人が対象－

傷病手当金の支給について（国民健康保険・後期高齢者医療）

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが、5類感染症へ移行したことに伴い、傷病手当金の支給は令和5年5月7日までに感染した人が対象となります。支給申請は、5月8日以降も受け付けますので、詳しくはお問い合わせください。

対象 国民健康保険または後期高齢者医療に加入している被用者（会社などに勤めている人）で、5月7日までの間に感染または感染が疑われるため会社などを休み、給与の全部または一部の支払いを受けられなかった人。

問い合わせ先

▶ 国民健康保険の加入者…市民課 ☎ (76)0972

▶ 後期高齢者医療の加入者…群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎ 027(256)7115

▶ その他の公的医療保険（社会保険）加入者…勤務先または加入している健康保険へ

